

(公開)

## 第 1 5 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 2 8 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年3月28日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、  
第15回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定                               |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名                          |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について             |
| 日程第4 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について            |
| 日程第5 | 農用地利用集積計画について                       |
| 日程第6 | 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について       |
| 日程第7 | 岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について |
| 日程第8 | 農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について      |
| 日程第9 | 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について             |

## 1、出席委員

1 番 平井 博	2 番 長田 幸浩	4 番 長田 克美	
5 番 大友 信由	6 番 渡邊 等	7 番 猪股 政一	8 番 郡山 正志
		11 番 宮部 淳子	12 番 木皿 清
13 番 菅井 武雄	14 番 吉田 俊美		

## 2、欠席委員

3 番 佐藤 勲	9 番 菅原 龍也	10 番 八巻 文彦
----------	-----------	------------

## 3、農地利用最適化推進委員

15 番 猪股 義広	16 番 小田原 智	17 番 鎌田 正治	18 番 川村 雄治
19 番 齋 明美		21 番 三品 英樹	

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	主査 小林 真由
主事 佐々木 常行	主事 渡辺 裕子	

## 1、同日午後1時30分開会

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 議          | 長 | ただいまから、第15回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。<br>ただいまの出席委員は11名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。   |
| 議          | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声)   |
| 議          | 長 | ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。   |
| 議          | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番長田克美委員、5番大友信由委員を指名いたします。よろしく願いいたします。   |
| 議          | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。   |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。  |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。<br>(「なし」の声)  |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。   |
| 議          | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の2頁から4頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、5件受理いたしております。内容につきましては、いずれも合意解約でございます。整理番号1、3、4、5については、担い手の変更を行うため、整理番号2については所有者移転を行うための解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上ござ |

います。

議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

平 井 委 員 　　整理番号2が所有権移転ということですが、一反当たりどれくらいの金額で売買されたのでしょうか。

議 長 　　事務局説明願います。

小 林 主 査 　　農用地集積計画の所有権移転の整理番号2にあります譲渡人●●さん、譲受人●●●さんですが、集積計画の内容に対価が書いてありますように10a当たり50万円となっております。

議 長 　　他にございませんか。

議 長 　　（「なし」の声）

議 長 　　ないようですので、報告第2号を終了いたします。

議 長 　　日程第5、議案第1号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 　　議案書の5頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが12件、筆数41筆、合計面積46,885.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは4件、筆数17筆、合計面積は16,125.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、3月31日を予定しております。以上でございます。

議 長 　　ただいまの事務局からの説明がありましたが、利用権設定の5番、所有権移転の1番については、農業委員、農地利用最適化推進委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の1番から4番、6番から12番、所有権移転の2番から4番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議 長 　　（「なし」の声）

議 長 　　ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画についての、利用権設定の1番から4番、6番から12番、所有権移転の2番から4番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

議 長 (「意義なし」の声)  
 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画についての、利用権設定の1番から4番、6番から12番、所有権移転の2番から4番については計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 それではここで、大友委員、川村農地利用最適化推進委員は除斥となります。

議 長 (大友委員、川村農地利用最適化推進委員、退席)  
 議 長 それでは、利用権設定の5番、所有権移転の1番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議 長 (「なし」の声)  
 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の5番、所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

議 長 (「意義なし」の声)  
 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の5番、所有権移転の1番については計画案のとおりとすることに決しました。大友委員、川村農地利用最適化推進委員の除斥を解きます。

議 長 (大友委員、川村農地利用最適化推進委員、着席)  
 議 長 大友委員、川村農地利用最適化推進委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、を議題といたします。事務局より説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の5頁、別紙の農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、をご覧ください。農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、岩沼市の区域においては定めないとすることについて、審議を求めるものでございます。農地法では、現在権利を有している面積と新たに取得しようとする面積の合計が50a以上ないと農地を取得できないことになっております。この下限面積は、農業委員会が地域の現況、将来の見通し等から、別段の面積を設定できることとされております。農地法施行規則第17条第1項第3号で、下限面積を別段定めようとする場合は、定めようとする面積未達の農業者数の割合が、その区域内でおおむね40%を下らないよう算定されるものであることとなっておりますが、市内農地で耕作している農業経営体のうち、50a未達の農地

を耕作している農業経営体は全体の約18%となっており、40%を下回っております。また、農地法施行規則第17条第2項では、耕作放棄地等が相当程度存在する区域で、50a未満の農業者の数が増加することにより農地等の集団的かつ効率的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合は、第17条第1項の規定にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段の面積として定めることができるとなっています。令和3年度に行った農地パトロールの結果により遊休農地の面積が低い現状であることから、令和4年度においても市内区域においては別段の面積の設定をしないという内容でございます。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご質問をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、は当委員会として別段の面積の設定を定めないということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、は当委員会として別段の面積の設定を定めないということに決しました。

議 長 日程第7、議案第3号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の5頁、別紙の岩沼市農業委員会の農地地利用最適化推進委員選任に関する規則について、をご覧ください。農地地利用最適化推進委員の活動に当たっては、その担当する区域と当該区域ごとの推進委員の定数を定めることが規定されているところでありますが、今般、市の行政区の分区により行政区が増えることに伴い、関係する同規則を一部改正しようというものでございます。具体には、「土ヶ崎第三」が「土ヶ崎第三北」と「土ヶ崎第三南」に、分区するというところでございます。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について、は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

		(「異議なし」の声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正については、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第8、議案第4号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について、を議題といたします。事務局より説明願います。
新妻事務局長事務取扱		別紙の農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿をご覧ください。内容については、岩沼市農地移動適正化あっせん基準に基づき名簿を作成するものですが、新規で4名の方を候補者名簿に登録をし、2名の方を候補者名簿から削除するものです。今回登録する4名の方は全員、令和3年度中に認定農業者となっており、名簿登録番号3-5の●●●さん、3-6の●●●●●さんは岩沼市以外でも農業を行うということで、仙台地方振興事務所から認定を受けています。また、今回削除となる●●●●●については、法人として権利を有していないことや、農地所有適格法人となっておらず認定農業者の期間も満了したことから削除することに致しました。●●●●●さんについては、お亡くなりになりましたが、妻の●●●●●さんが農業経営を継いで新規で認定農業者となったため、長田良子さんを登録しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第9、議案第5号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題といたします。
菅井職務代理者		菅井職務代理者より説明願います。 別紙の令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書をご覧ください。令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、議案の内容をご説明いたします。岩沼市農業委員会では農業委員会等に関



する法律第38条第1項の規定により、関係行政機関等に対し、農地などの利用最適化推進施策について、改善の必要がある場合には意見書を提出しなければならないとされております。意見書の作成に当たっては、農業委員、農地利用最適化推進委員から出された意見を取りまとめたものでございます。意見書の内容につきましては、まず前文ですが、農業委員会が様々な課題に取り組んでいくこと、今後の農業施策に反映していただくようこの意見書を提出するとしております。具体的な要望項目は、1頁から2頁に1として、持続可能な農業について、後継者不足、特産物の開発など4項目を挙げております。3頁に2として、遊休農地の発生防止・解消について、農道の整備、鳥獣被害防止対策など4項目の要望を挙げております。4頁に3として、環境への影響について、被覆肥料の環境汚染など2項目の要望を挙げております。最後に5頁に4として、農業の更なる発展について、食育や女性進出など3項目の要望を挙げております。意見書の内容については以上になります。なお、市長への提出は、本日議決をいただければ、4月11日に開催する予定の市長との懇談会で提出したいと思っております。

議 長 ただいまの菅井職務代理者からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第15回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。  
(一同 礼)

午後1時55分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 4 番 \_\_\_\_\_

委員 5 番 \_\_\_\_\_